

平成 25 年 6 月 1 日

各 位

印刷インキ工業連合会

N L 規制の適用範囲および使用規程の一部改訂について

従来、NL 規制では印刷用洗浄剤は適用対象外としていました。しかしながら、昨年の「洗浄用溶剤に原因すると考えられる胆管がん発生」によるように、作業者の健康に対する洗浄用溶剤の影響は大きいと考えざるをえません。印刷インキ工業連合会として、今後は洗浄用溶剤などの関連製品についてもNL 規制の対象とし、より安全な製品提供をめざすことにいたしました。

2013 年 6 月をもって、下記のように適用範囲、使用規程を改訂いたします（改訂部分を赤字にしてあります）。

1.2 適用範囲

このNL 規制は会員会社が生産・販売する印刷インキおよびその関連製品に適用する。

~~印刷インキおよびその関連製品とは、印刷インキ、ワニス、アンカー剤、コーティング剤、希釈溶剤および印刷インキ用助剤(補助剤)等をいう。また、印刷インキ用助剤とは、印刷インキの印刷適性、皮膜物性等を向上させるために、印刷時に添加される助剤のことをいう。~~
~~なお、洗浄剤、湿し水等の印刷材料は印刷インキ用助剤には含まれない。~~

(赤字部分を削除)

<資料-1>

N L 規制準拠マーク使用規程

印刷インキ工業連合会

1. 本マークは会員会社のみが使用できる。
2. 本マークは、印刷インキ、ワニス、アンカー剤、コーティング剤、溶剤、助剤等およびこれらの取扱い説明書に表示できる。
3. 本マークは当工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」の最新版に準拠した製品

に表示することができる。

4. 本マークは会員会社の製品、またはOEM製品であって、その設計または製品に対し責任を有しているものに表示できる。
5. 本マークの表示は会員会社の責任において行う。表示に関して当工業連合会は一切の責任を負わない。

[技術的事項]

1. 本マークの最小値を10mmとする。
2. プロセス3色グラデーション再現はシアン、マゼンタ、ブラックで表現する。
波紋のベタ部はC/100%、M/80%とする。
3. プロセス3色ベタ再現はC/100%、M/80%とする。
4. 1色ベタまたは1色グラデーション表現の基本色は墨とする。

[禁止事項]

次のような場合には表示できない。

1. 製品の発売元または製造元に会員会社の表示がない場合。
2. 会員会社以外から受注したOEM製品。
3. 非会員会社
- ~~4. 明らかにインキ、コーティング剤、インキ用助剤でないもの。
たとえば洗浄剤、湿し水、印刷材料等。~~
4. 会員会社以外からの商品。

(赤字部分を削除)

実施時期 平成18年11月1日より

改訂 平成25年6月1日

以上